

平成27～29年度における三芳町公募補助金の
交付申請に対する評価判定結果の答申（付：提言）

平成26年10月31日

三芳町補助金等検討委員会

平成26年10月31日

三芳町長

林 伊佐雄 様

三芳町補助金等検討委員会

委員長 渡邊 泰弘

委員長代理 大和田 一紘

委員 保苅 尚

委員 林 清

委員 蕪木 忠政

平成27～29年度における三芳町公募補助金の 交付申請に対する評価判定結果の答申（付：提言）

私ども5名で構成する「三芳町補助金等検討委員会」は、3年前の平成23年10月11日付けで設置されました。

当時、貴職から「任期3年」として同委員会の委員を委嘱された者（今年度、新たに加わった蕪木忠政委員（8月19日付けで就任）の前任者であった君島孝信元委員を加えた5名）は、就任後ただちに、当面の緊急検討課題として、平成24年度予算編成に先立って、町が新たに導入することとした「公募制による補助金制度」による補助金申請案件の評価判定及び従前から行われている「施策的判断に基づく補助金」案件の補助等継続の是非の評価判定を行うよう求められました。

限られた検討時間ではありましたが、平成23年11月29日付けで「三芳町における公的補助等のあり方に関する提言」を取りまとめて、貴職に提出いたしました。

またその後、平成24年度には、当委員会の活動として、“三芳町方式”とも言うべき、新たな「補助金交付申請の評価判定基準」の確立を図ることとし、一部、既にそれを適用して、実際の申請を評価判定する実績を積み上げて参りました。

このたび、去る8月18日付けで、平成27年度から同29年度までの「公募方式による補助金交付の申請」に関して、貴職より当委員会に諮問をいただきまして、鋭意検討を行ってきました。

本日ここに、「答申」いたします。

1. 諮問から答申までの経過

当委員会の活動も3年目に入り、事務局との意思疎通を図る中、諮問されたその日

に、平成27年度から同29年度までの期間を対象とした公募補助金の交付申請31件の関係書類を受け取りました。

3年前の時の書類群とは異なり、書式の整備や内容・質的な改善も見られ、私ども各委員が審査するポイントもその多くが良くカバーされるようになっていたことは、一定の評価をしているところです。

3年前の審査作業の時とは違って、申請件数は、3分の1程度となりましたが、それでも、委員会の平場で1件1件を審査するには、膨大な件数であるため、委員間の合意により、各委員は、会議の席上合同で行なう評価判定の擦り合せに先立って、それぞれが独自に膨大な案件ごとの説明資料を自宅や自分の事務室・事務所へ持ち帰って、それらを読解するという作業を課せられました。

今回の評価判定作業の進め方としては、次項に掲げる新「評価判定基準」の作業表を利用して、まず、「基本判定基準」として「公益性の判定」を行いました。

これは、地方自治法第232条の2（寄附又は補助）で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを厳格に捉えて、「入り口で整理する」ことを実行することとしたものです。

次いで、個別案件ごとに、個別判定基準として7項目の評価項目に沿ってそれぞれ評点し、それを、第一段階では、それぞれの委員ごとに集計して、評点区分を決めて、その後、第二段階として、全委員の評点を合計して、委員会としての総合評定を決定する流れを辿りました。

その過程で、申請案件に対する「総合評点」、「措置の方向性」や「伏在する問題点と改善の方向」についても、各委員間で擦り合わせを行って、最終答申として取りまとめました。

2. 新「評価判定基準」の全面適用

平成24年度の当委員会の検討課題は、「三芳町方式」とも言うべき、新たな「補助金交付申請の評価判定基準」の確立を図ることでした。会合を重ねる中で、徐々に委員間のコンセンサスも醸成され、平成24年10月15日に旧来の判定基準に換えて、当委員会の統一見解として、別紙1. のとおり、町当局へ建言し、採用されました。

今年度、貴職より平成27年度から同29年度までの「公募方式による補助金交付申請」の諮問を受けまして、既に採用されて、一部適用して参りました新「評価判定基準」を今回の検討に当たって全面的に適用して、評価判定作業を進めました。

その結果について、次項3. 以下でお示いたします。

3. 今回申請案件に対する委員会の最終評価の結果

委員会の各申請に対する評価判定は、まず当該活動・事業に「公益性ありやなしや」

というところから入りました。

案に相違して、この作業は、難渋を極めました。それぞれの委員において、申請対象になっている活動や事業についての理解・判断に相違があり、判定結果について、委員間で相当なバラつきがあることが浮き彫りになりました。

当初は、全委員が一致して「公益性なし」と判断した申請案件は、所管課を通して当該申請団体にその旨を伝え、団体の判断で、申請の手直しの後、再度提出されるか、又は、今回の申請を断念されるかの流れに移行するという段取りを想定していましたが、審議の過程で、提出書類の細部を入念に精査し、かつ不足の情報を各課から提供を求めることが必要と判断するに至りました。

その結果、今回の案件の評価判定では、「入り口で整理する」ことを緩和して、内容の個別評価に入ることにしました。

それぞれの委員の「公益性」の判定意見はそのままにして、各委員において、7項目の「個別判定基準」の評定項目の判定作業を行いました。

その後、全委員の評点を突合して、委員会としての総合評定を決定し、合わせて、それぞれの申請案件ごとに、「措置の方向性」や「伏在する問題点と改善の方向」についても、各委員間で擦り合わせを行って、最終答申として取りまとめました。

結果的な判定となりましたが、委員会全体として「公益性なし」と判断された案件は、「評点区分が「一」」の3件となりました。

今回の各案件の「総合評点」による区分は、以下のとおりでした。また、それぞれの申請に対する「措置の方向性」は、別紙2.「公募補助金申請の評価判定結果一覧」に記載しております。

<総合評定の結果>

- (1) 申請を容認すべきもの（評定区分A）・・・1件
整理番号10番 「竹間沢ほたる育成会」

- (2) 申請内容をさらに精査したのち補助決定すべきもの（評定区分B）・・・9件
整理番号1番 「三芳町身体障害者福祉会」
整理番号2番 「三芳町こころの健康づくりをすすめる会」
整理番号3番 「三芳地区更生保護女性会」
整理番号4番 「三芳町手をつなぐ親の会」
整理番号11番 「三芳町商工会」
整理番号16番 「三芳町茶業研究会」
整理番号18番 「三芳町川越いも振興会」
整理番号25番 「NPO街のひろば・子どもの健全育成支援事業」

整理番号 33番 「三芳町郷土芸能保存協議会」

- (3) 公募補助金の交付ではなく、施策補助や直轄事業・委託などへの切り替えを図るべきもの（評点区分C）・・・18件

整理番号 6番 「三芳医会」

整理番号 7番 「三芳町食品衛生協会」

整理番号 9番 「三芳町環境保全協力会」

整理番号 12番 「三芳町青年農業者協議会」

整理番号 13番 「三芳町農業経営研究会」

整理番号 15番 「三芳町4Hクラブ」

整理番号 17番 「三芳町農家組合長連絡協議会」

整理番号 20番 「東入間交通安全協会三芳支部」

整理番号 21番 「三芳町交通安全母の会」

整理番号 22番 「三芳町小学校体育連盟三芳支部」

整理番号 24番 「三芳町文化協会」

整理番号 26番 「竹間沢小学校PTA・家庭教育学級」

整理番号 27番 「上富小学校PTA・緑化推進事業」

整理番号 28番 「上富小学校PTA・家庭教育学級」

整理番号 29番 「三芳小学校PTA・家庭教育学級」

整理番号 30番 「三芳町連合PTA連絡協議会」

整理番号 31番 「三芳町スポーツ推進委員連絡協議会」

整理番号 32番 「日本ボーイスカウト三芳団育成会」

- (4) 公募補助金の交付でなく、内容をさらに精査した上で、施策補助や委託への切り替えを行うべきもの（評点区分「一」その1）・・・2件

整理番号 5番 「三芳町遺族会」

整理番号 8番 「三芳町料理飲食店組合」

- (5) 公募、施策の別を問わず、補助対象から除外すべきもの（評点区分「一」その2）・・・1件

整理番号 14番 「入間東部労働組合連合会・旗開き」

4. 施策補助金に対する審査及び判定の必要性

本書「前文」の中でも述べましたが、当委員会の発足当初は、施策補助金の継続の適否についても、審査及び判定を行いました。

今回の公募補助金の交付申請案件の評価判定の結果、かなりのものが、「公募補助」

から「施策補助」への「切り替え」を「措置の方向性」として答申しております。

ここで注意しておきたいことは、金額面で見ると、施策補助金が圧倒的に多額であるということです。

町当局が、引き続き、財政運営の適正化を標榜するのであれば、補助金の大部分を占めることとなる施策補助金の審査及び判定を、外部からの目線で厳格に行うことが不可欠であると考えます。

当委員会として、敢えてこの機会に、このことに言及しておきます。

5. 申請案件に伏在する問題点と改善の方向

以上、今回の委員会での評価判定結果を示しましたが、各委員の任期3年の中で補助金等の適正化に向けて、町当局に対しても、また補助等を求める団体に対しても、改善を求めるべき点が多々感じられましたので、改めてここでそのことを明らかにし、関係者の理解と努力を期待するものです。

改善を要する問題点に該当する申請案件は、とくに顕著なものをそれぞれの事項ごとに、その該当団体又は活動の整理番号（19番、23番は欠番です）を表記しました。

なお、ここでは、紙数の都合上、該当団体又は活動の名称は、割愛させていただきます。

(1) 「公益性」の感得困難事案の存在

- ・先にも述べたように、公募による補助金交付の前提条件は、まず「公益性あり」ということが挙げられる。
- ・その判定のため、申請書類などに表記されるべき次の諸点をチェックした。
 - ① 公益に直接資する活動であること。（地域福祉の向上に直接寄与すること。）
 - ② 組織内外に開かれた活動であること。
 - ③ 適正な手続きを経て制定された規約があり、それに基づいて運営されていること。
 - ④ 最新の役員名簿が開示されていること。
 - ⑤ 団体の事業活動の成果を明示すること。
 - ⑥ 每期ごとの決算を行い、監査役による監査が適正に行われていること。
 - ⑦ 補助金以外に会員の会費等の十分な収入があること。
 - ⑧ 前期の事業総括（実績報告）および収支決算がきちんと行われ、そのことを表す書類が添付されていること。
- ・遺憾ながら、これらのことが十分示されず、その団体あるいは活動が、「公益に直接資する」かどうかの感得が困難な事例があった。

【該当案件】

整理番号5番、同8番、同14番

(2) 補助金交付窓口と受領団体事務局の混同の残存

- ・今回審査の対象となっている団体の規約（会則）の中に、その団体の事務局を「町役場〇〇課内に設置する」としている団体が驚くほど多く見られた。
- ・団体の自主性・独立性の上で行われるはずの活動が、町と密接不可分になっている実態がそこにはある。
- ・それぞれの団体は、本来、町と一定の距離をおくべきものであり、少なくとも、それらの団体の事務局の所在場所は、たとえば、「会長の住所」あるいは、「事務責任者の執務場所」などというように、早急に改正されるべきである。
- ・これらの団体の適正な活動を指導・監督すべき担当課が、むしろ、その団体の事務処理を肩代わりしているのではないか、言い換えれば、「自己行為」ではないのか、との疑念を抱かれかねない。
- ・その担当課に配置されている職員は、「本来業務」があって配置されているはずであり、もし、団体の事務を肩代わりしているようならば、実質的には、団体に対して、「見えない公的助成（人件費その他）」をしていると見ることもできる。公的助成の透明性確保の観点からも、このことを容認できない。
- ・逆に、団体に事務処理体制が不十分なため、事実上、手伝っているとした場合であっても、その職員の「本来業務」に支障を来していることになり、そのことを是認することは、考えられない。

【該当案件】

整理番号1番、同2番、同3番、同4番、同5番、同7番、同9番、同17番、同20番、同21番、同24番、同31番、同32番、同33番

(3) 公的補助受領団体として不適切な支出費目の散見

- ・団体の事業会計の中で、交際、慶弔、飲食、役員報酬、退職者記念品など、公益的な活動に直接結びつかない経費が含まれる事業予算となっている場合については、社会一般通念上から見ても、公費助成の対象外事業とするべきである。
- ・具体的な改善の方向としては、このような費目の支出については、別途特別会計を設けて、その収入は、「会員からの会費」「公以外からの寄付」「事業収益」などで構成し、公的補助金を収入に計上している、いわゆる「一般会計」からの繰り入れは、一切行わないことが必要である。
- ・団体の総会、役員会、内部の研修、ときには親睦会の費用が公的助成金の中に占める割合が高い団体が多々あり、その改善を次のように求める。

すなわち、公的助成額を削減したり、研修を町民に開かれたものにしたたり、また、団体の「ポスターセッション」を、「文化祭」や「産業祭」など、町民の目に触れるところで町民の評価を受けるような形で実施したりすることが、必要である。

- ・団体の構成員の個人的な研修費（視察研修を含む）及びそれに関わる交通費については、その当人の自己負担が原則と考えるべきである。
- ・公的助成による資金の使途が、支出結果の中で、明確に区分されて見えるようする。
- ・規約（会則）と活動内容に整合性がないものは、それらの整合を図らない限り、公的助成を行わないこととする。

【該当案件】

整理番号1番、同4番、同5番、同6番、同7番、同8番、同12番、同16番、同17番、同20番、同26番、同27番、同29番、同31番、同32番

（4）少額補助金の放置・存続

- ・その団体の全体予算に占める補助金等の割合が極端に低いものは、打ち切ることも視野に入れて、思い切った見直しを行う。
- ・一応の目安としては、年額2,3万円以下のものについては、公的助成がなかった場合の想定状況の説明を当該団体に求めて、改めて助成の要否・当否を判断することが望まれる。
- ・少額補助の交付を申請し続けている団体の多くは既に自立が図られているにもかかわらず、いわゆる、お役所の「お墨付き」があった方が対外的な活動がし易いという判断の下なのか、申請を止めないでいると考えられる。
- ・今後は、その団体においては既に自立が図られていて、なおかつ地域福祉の維持・向上に貢献しているという「社会的認証」（消防関係における「マル適」マークの付与など）を与えて、それを一定期間ごとに更新する仕組みを採り入れていくことが必要である。

【該当案件】

整理番号2番、同7番、同8番、同9番、同12番、同14番、同16番、同17番、同28番、同33番

（5）高額補助金の「公募補助申請」の不整合

- ・補助金が主体の資金構成でかつ高額の助成によって運営されている町主導の活

動に関しては、今後、すみやかにその団体に対する補助金を打ち切り、町自身の直轄事業か、あるいは当該団体等への業務委託に移行して、活動および結果を町が主体的に評価するべきである。

- ・補助金等の助成額が大きな案件については、3か年の全体を精査する中で慎重に審査することが重要である。

【該当案件】

整理番号5番、同6番、同10番、同11番、同20番、同24番、同25番、同30番、同32番

(6) 行政側の義務事項の外部団体への依存

- ・本来、外部の団体や組織の活動や事業執行に依存するのではなく、行政自らの責任において、しっかり必要な事業展開を行うべきものがある。今回の公募補助金交付申請案件の中には、こうしたケースが散見された。行政側の義務事項の確認を行う必要がある。

【該当案件】

整理番号26番、同27番、同28番、同29番、同30番

(7) 申請添付書類の不備

- ・書類提出時に公募補助申請受付担当課は、申請書類の内容の確認を行い、形式的及び実質的に不備があれば、そのことを具体的に指摘し、申請書類の差し替えの後、再提出を求めることを励行してほしいところである。
- ・申請団体において、不備の是正がなされない場合には、当該申請を不受理とするくらいの意識が求められる。

【該当案件】

整理番号1番、同7番、同8番

(8) 同一目的に対して複数団体の並立容認

- ・その複数の団体の外から見て、どう見ても、同一目的に向かっているが、別団体を設立したとしか思えない組織が、それぞれ別々に公募補助金の交付を申請するという不自然な状況が感じられた。
- ・公募補助金の交付を求めるのであれば、双方の団体の事情を良く整合させて、一本で交付申請するよう改善すべきである。

【該当案件】

整理番号7番、同8番、同20番、同21番

(9) いまだ6次産業化の動きと距離

- ・現在、我が国では、農業を単に第1次産業としての位置づけにとどめることなく、第2次産業の加工業や第3次産業の流通・販売業や観光業とも有機的に結合させる多角的産業化を推し進める動きが強まっている。
- ・付加価値として、農業のブランド化、消費者への直接販売、レストランの経営なども挙げられているところである。
- ・長い歴史を持つ「三芳町の農業」についても、「芋」「茶」「そば」その他「葉物」や「根菜類」などの生産を充実するとともに、ダイナミックな6次産業化へ向けて、行政の力強い後押しで、地域の基幹産業の一つとして、その発展を目指すべきものとする。

【該当案件】

整理番号12番、同13番、同15番、同16番、同18番

(10) 性や年齢による壁の存在

- ・「男女共同参画社会の実現」が声高に叫ばれるようになってから相当の期間が経過してきているが、団体の構成員をどちらかの性に制限しているものがあつた。余程の事情がない限りは、男女ともにその活動を共同でやることのできないのかどうか、今後の課題として提起しておきたい。
- ・また、当該組織の構成員の年齢の下限と上限を設けているものがあつたが、これも、真に止むを得ない条件なのかどうか、今一度、考えて見ることは必要であると思われる。

【該当案件】

整理番号3番、同15番、同21番

6. 結び

以上、当委員会は、外部委員会として審議を尽くし、この答申・提言を取りまとめましたが、申請案件の評価を進める中で、私どもは、町当局が、公募の補助金に関して、“過去のしがらみ”から、問題点の解消をズルズルと先延ばししてきたような事例があることも、垣間見たように思いました。

貴職におかれましては、この答申・提言に盛り込まれた私どもの率直な思いを正面で

受け止めていただき、すみやかに果敢な措置を講じていただくよう、強く望むものであります。

終わりにりましたが、三芳町の今後ますますのご発展を祈念して、本書の結びといたします。

以 上

別紙 1. I 三芳町公募補助金交付申請審査判定の考え方

(平成24年10月15日改正)

1 公募補助金の申請受付後の最初の判定

まず、「補助金交付申請書」を提出した団体ごとに、その団体の設立目的、活動、事業等からみた「公益性の有無」を、別紙の「三芳町公募補助金交付申請審査判定基準」(以下、同じ。)の「1. 基本判定基準」に沿って、判定する。

この段階で、「公益性なし」と判定された申請については、当該団体に対して、受付窓口を通じて速やかにその旨連絡し、申請の手直し等を求めるものとする。

なお、この段階で、当該申請の撤回もあり得るものと思料する。

申請が再提出された場合には、改めて同様の手順で審査する。

2 「公益性あり」と判定された申請の中身の詳細評価

上記1の「公益性の有無」の判定で、「公益性あり」と判定された申請について、各委員において、別紙の「2. 個別判定基準」の7評価項目について、それぞれ判定し、評点を決める。

全委員分の集計の前に、委員個人の判定結果は、別紙の「3. 委員個人評定結果」の表に当てはめて、該当区分を判定する。

<委員個人の評点区分>

○評点区分A (26～20点)

= 申請内容から判断して、補助金交付の対象として、適格と認められ、問題なく交付するべきであると考ええる。

○評点区分B (19～14点)

= 交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付するべきであると考えられるが、補助するに当たっては、その活動や事業について、当委員会の附帯意見を踏まえた検討を求めたい。

○評点区分C (13～7点)

= 交付申請内容から判断して、原則的には補助金を

交付すべきでないと考えられるが、それにもかかわらず、補助金を交付する場合には、その活動や事業について、相当な改善が実施されることが必要である。

○評点区分D（6～0点）

= 既提出の申請内容から見て、補助金交付の対象としては、不適格と判断せざるを得ず、交付すべきでないを考える。

3 委員会としての総合評定

各委員において、別紙の「2. 個別判定基準」の7評価項目について、それぞれ判定し、評点を決めたものを、全委員分についてこれを集計し、別紙の「4. 委員会の総合評定」の表に当てはめて、該当区分を判定する。

<委員会の総合判定評点区分>

◎評点区分A（130～100点）

= 申請内容から判断して、補助金交付の対象として、適格と認められ、問題なく交付するべきであると考ええる。

◎評点区分B（99～70点）

= 交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付するべきであると考えられるが、補助するに当たっては、その活動や事業について、当委員会の附帯意見を踏まえた検討を求めたい。

◎評点区分C（69～35点）

= 交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付すべきでないと考えられるが、それにもかかわらず、補助金を交付する場合には、その活動や事業について、相当な改善が実施されることが必要である。

◎評点区分D（34～0点）

= 既提出の申請内容から見て、補助金交付の対象としては、不適格と判断せざるを得ず、交付するべきでないを考える。

4 委員会の見解の最終調整と町長への報告

上記3で委員会として出した計数的評定結果を踏まえて、委員会においては、各委員の判定結果をもとにした最終的な意見交換を行い、さらに定性的な判断要素も加味して調整した上で、委員会としての最終的な見解をまとめる。

委員会の見解がまとまった後、速やかに町長へ審査判定結果の報告と説明を行うものとする。

以 上

Ⅱ 三 芳 町 公 募 補 助 金 交 付 申 請 審 査 判 定 基 準 (平成24年10月15日改正)

1. 基本判定基準

交付前提項目	判 断 の 視 点	判 定
公 益 性	その団体が行う事業の成果は、不特定多数の町民の利益となるものであるか、 又はその団体の活動が、地域の発展や町民の福祉向上に直接的に貢献するものである。	あ り
	その団体の構成員の私益のみを追求していると認められ、活動の効果は団体内部に止まり、一般の町民の福祉向上とは関係がないと考えられる。	な し

2. 個別判定基準（上記1.の「公益性」の判定において、「あり」と判定された団体及び事業について、その中身を判定するための基準である。）

項 番	評価項目	判 定 の 視 点	評 点	備 考	
1	必要性	事業活動の目的、視点、内容などが明らかにされており、地域の課題や町民のニーズに沿うものであるか。（行政の代替や補完の役割を担っているか。）	地域の課題や町民のニーズと大いに関連がある。	4	「公益性あり」との判定を受けた団体及び事業についての評価であることに留意すること。
			地域の課題や町民のニーズと関連がある。	3	
			地域の課題や町民のニーズとやや関連がある。	2	
			地域の課題や町民のニーズと関連はやや薄い。	1	
			地域の課題や町民のニーズとの関連が、ほとんど認められない。	0	
2	有効性	現に、事業の執行によって明確な効果が表れており、かつ将来に向けて、その団体及び事業の発展が継続的なものと認められるか。	明確な事業効果が表れており、かつ将来的な発展が大いに期待できる。	4	いわば、「投資効果」が数量的に認定できるかどうかを判定すること。
			明確な事業効果が表れており、かつ将来的な発展がかなり期待できる。	3	
			明確な事業効果が表れており、かつ将来的な発展が期待できる。	2	
			事業効果は表れており、かつ将来的な発展もあり得ると考えられる。	1	
			明確な事業効果が感じ取れず、かつ将来的な発展が期待できない。	0	
3	実現可能性	現実的に実行可能な方法、推進日程、及び収支予算をもとに、事業の計画が立てられているか。	現実的に実行可能な事業の計画が、非常に緻密に立てられている。	4	団体の活動が、現実的かつ実現可能なものであるかを判定すること。
			現実的に実行可能な事業の計画が、しっかり立てられている。	3	
			現実的に実行可能な事業の計画が、立てられている。	2	
			現実的に実行可能な事業の計画としては、やや不十分である。	1	
			現実的に実行可能な事業の計画と認めることは、困難である。	0	

4	先駆性	現今の時代の変化を的確に踏まえ、新しい時代に相応しい事業展開の発想や着眼点に基づく活動を指向しているか。	時代の変化を踏まえ、新しい時代に相応しい活動を力強く進めようとしている。	4	ときによっては、行政に先駆けて、地域や町民のニーズに応える事業展開が期待できるかどうかという視点で判定すること。
			時代の変化を踏まえ、新しい時代に相応しい活動を着実に進めようとしている。	3	
			時代の変化を踏まえ、新しい時代に相応しい活動を進めようとしている。	2	
			新しい時代に相応しい活動の展開を意識していることは認められる。	1	
			新しい時代に相応しい活動を意識しているとは認められない。	0	
5	自立性	積極的に寄附金や協賛金の呼び掛けを行うなど、団体の自主財源の確保に努めるとともに、活動への参加者から参加費を徴収するなど、受益者負担を適正に求めているか。	将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指しており、その実現が期待できる。	4	事業を安定的に継続するための工夫や自立に向けての資金計画などが現実的で実行可能なものかどうかを判定すること。
			将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指し、着実に歩を進めている。	3	
			将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指していることは感じ取れる。	2	
			将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指す努力がやや不足している。	1	
			将来に向けて、団体の自主的財政運営を目指しているとは認められない。	0	
6	地域適合性	現在及び将来に向けて、団体の設立目的や事業展開が三芳町の地域特性やその歴史にマッチしているかどうか。	設立目的や事業展開が三芳町の地域特性と非常にマッチしている。	4	三芳町の地域特性を十分理解した上で、その活動や事業が行われているかどうかを判定すること。
			設立目的や事業展開が三芳町の地域特性とマッチしている。	3	
			設立目的や事業展開が三芳町の地域特性とほぼマッチしている。	2	
			設立目的や事業展開が三芳町の地域特性とマッチしている点が少ない。	1	
			設立目的や事業展開が三芳町の地域特性とマッチしていない。	0	
7	使途妥当性	団体において、適正に会計が処理されるとともに、補助金の使途が適切なものであるか。	適正に会計が処理されるとともに、補助金の使途が適切である。	2	補助金の使途が適切であるかどうかに踏み込んで判定すること。
			適正に会計は処理されているが、補助金の使途の一部に適切さを欠くものがある。	1	
			適正に会計が処理されず、補助金の使途が適切でない。	0	

3. 委員個人評定結果（委員個人のレベルにおいて、上記2. の7項目の評点を合計して、補助金交付の適格性を判定する。）

	評点計	評点区分	判 定 区 分	該 当
補助金交付の適格性の判定	点	A 26～20点	申請内容から判断して、補助金交付の対象として、適格であると認められ、問題なく交付すべきであると考ええる。	
		B 19～14点	交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付すべきであると考えられるが、補助するに当たっては、その活動や事業について、当委員会の付帯意見を踏まえた検討を求めたい。	
		C 13～7点	交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付すべきでないと考えられるが、それにもかかわらず、補助金を交付する場合には、その活動や事業について、相当な改善が実施されることが必要である。	
		D 6～0点	既提出の申請内容から見て、補助金交付の対象としては、不適格と判断せざるを得ず、交付すべきでないと考ええる。	

4. 委員会の総合評定（委員個人のレベルにおける上記2. の7項目の評点を委員5名全員分合計して、委員会として補助金交付の適格性を判定する。）

	評点合計	評点区分	判 定 区 分	該 当
補助金交付の適格性の判定	点	A 130～100点	申請内容から判断して、補助金交付の対象として、適格であると認められ、問題なく交付するべきであると考ええる。	
		B 99～70点	交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付するべきであると考えられるが、補助するに当たっては、その活動や事業について、当委員会の付帯意見を踏まえた検討を求めたい。	
		C 69～35点	交付申請内容から判断して、原則的には補助金を交付するべきでないと考えられるが、それにもかかわらず、補助金を交付する場合には、その活動や事業について、相当な改善が実施されることが必要である。	
		D 34～0点	既提出の申請内容から見て、補助金交付の対象としては、不適格と判断せざるを得ず、交付するべきでないと考ええる。	